

**五条川左岸浄化センター施設利用許可要領**  
**(多目的施設・芝生広場・バーベキュー広場・グラウンド・ゴルフ場)**

(趣 旨)

第1条 この要領は、愛知県流域下水道一般利用施設管理規則（平成14年規則第13号）の規定に基づき、五条川左岸浄化センター多目的施設、芝生広場、バーベキュー広場及びグラウンド・ゴルフ場（以下「施設」という。）の利用に関し必要な事項を定める。

(利用できない日)

第2条 多目的施設、芝生広場、バーベキュー広場及びグラウンド・ゴルフ場の利用できない日は、次のとおりとする。

- (1) 県や市町等が主催する下水道行事及び市町が推薦する自治会行事などで利用する日。（以下「特別利用」という。また、特別利用以外の利用を「一般利用」という。）
- (2) 12月29日から翌年1月3日まで〔芝生広場を除く〕
- (3) 月曜日（当該月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に該当する場合は、その翌日）〔多目的施設及びグラウンド・ゴルフ場〕

2 前項の規定に関わらず、緊急的な修繕、気象警報が発令された場合等、（公財）愛知水と緑の公社下水道部 尾張北部事業所長（以下「所長」という。）が必要である認めるときは、施設を利用できない日とすることができる。

(利用時間)

第3条 施設の利用時間は次のとおりとする。

利用時間		早朝利用	午前利用	午後利用	夜間利用	
施設名称	多目的施設	屋根付き広場	(注)7:00 ～ 9:00	9:15 ～ 12:00	13:15 ～ 16:45	—
		研 修 室	—	9:15 ～ 12:00	13:15 ～ 16:45	17:15 ～ 21:00
	芝生広場		—	9:00～17:00		—
	グラウンド・ゴルフ場		(注)7:00 ～ 9:00	9:15 ～ 12:00	13:15 ～ 16:45	—
	バーベキュー広場		—	9:00～16:00		—

(注) 屋根付き広場及びグラウンド・ゴルフ場は、施設が利用できない日の翌日の早朝利用は不可とする。

なお、夏期（7月から9月）において、屋根付き広場及びグラウンド・ゴルフ場の最終利用時間は17時30分までの延長を可能とする。

(利用の承認等)

第4条 多目的施設、バーベキュー広場及びグラウンド・ゴルフ場を利用しようとする者は、五条川左岸浄化センター利用申込書（一般・特別）（様式1）を所長に提出し、承認を受けなければならない

い。

- 2 芝生広場を特別利用しようとする者は、五条川左岸浄化センター芝生広場特別利用申込書（様式2）を所長に提出し、承認を受けなければならない。
- 3 利用手続としては以下のとおりとする。
  - (1)利用状況把握及び利用者間のトラブル防止のため、芝生広場を除く施設については予約制とする。
  - (2)多目的施設(研修室及び屋根付き広場)については、2ヶ月毎に開催される予約抽選会で予約を決定する。
  - (3)バーベキュー広場及びグラウンド・ゴルフ場利用予約については、利用の2ヶ月前から受付し、基本的に先着順とする。なお、電話予約は可能であるが、利用の際に許可書が必要となるため、利用日の前日までに五条川左岸浄化センターへ来場し申込書記載の上、許可書を受け取ること。
  - (4)特別利用をしようとする場合は、その証明及び内容について明確なものを提示し、利用の3ヶ月前までに申込みを行うこと。
  - (5)受付業務については、五条川左岸浄化センター3階事務室にて行う。
- 4 所長は、次の不許可事項に該当する場合には利用の承認をしないものとする。
  - (1)社会の公安を害し、又は風紀を乱す恐れのある場合
  - (2)暴力団の利益になると認められる場合
  - (3)特定の宗教的もしくは政治的行為を行う場合
  - (4)飲食行為を主たる目的とする場合
  - (5)物品の販売を主たる目的とする場合
  - (6)建物や付属設備等を毀損または滅失する恐れのある場合
  - (7)未成年者のみで使用する場合
  - (8)利用申込書に虚偽事項が認められる場合
  - (9)本邦外出身者に対する不当な差別的言動が行われる恐れがある場合
  - (10)その他所長が施設の設置目的及び運営管理上不適切と認めた場合なお、利用申込者は上記不許可事項について、五条川左岸浄化センター 利用申込書内の利用不許可事項に対する同意の欄にチェックを入れることで、同意したとみなします。
- 5 利用者申込者は、利用時間その他利用申込書に記載された内容を変更する場合は、所長に速やかに申し出、変更内容の承認を受けなければならない。
- 6 利用申込者は、施設を利用する権利を他人に譲渡し、又は転貸することができない。

(不許可事項への対応)

- 第5条 第4条第4項(9)に示した不許可事項が行われていることが認められた場合は、利用者に対しその行為をやめるよう口頭で求め、これに従わないときはその行為をやめるよう指示書(様式3)を手交する。
- 2 指示書による指示に従わない場合は、所長は施設設置者である愛知県知事(報告先:愛知県建設局尾張建設事務所尾張流域下水道出張所長)へ報告する。

(利用者の遵守事項)

第6条 所長は、めいてい者その他施設の秩序を乱し、若しくは乱す恐れのある者又は施設に損害を加え、若しくは加える恐れがある者に対し、施設への立入りを禁じ、又は立ち退かせることができる。

(利用後の措置)

第7条 多目的施設の利用者は、利用を終了した時は、速やかに使用した設備を現状に復し、清掃を行った後、管理者に連絡するものとする。

(雑則)

第8条 この要領に定めるもののほか、施設の管理に関し必要な事項は、所長が定めるものとする。

附則

この要領は 平成14年4月1日から施行する。

平成23年4月1日一部改正

平成24年6月1日一部改正

平成25年4月1日一部改正

令和2年7月16日一部改正

## 指示書

住所  
氏名 様

施設管理者  
公益財団法人愛知水と緑の公社 下水道部  
尾張北部事業所長

下記の行為は、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」第2条に規定する「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」に該当します。よって、五条川左岸浄化センター施設利用許可要領第4条第4項及び第5条の規定に基づき、〇年〇月〇日付けの五条川左岸浄化センター利用申込書に記載の利用時間内において、利用の不許可事項を行わないよう指示します。

## 記

- 1 行為日時 令和 年 月 日 時 分頃
- 2 行為場所 五条川左岸浄化センター 研修室
- 3 具体的内容

(例)「〇〇人は殺せ」、「〇〇人は祖国へ帰れ」の発言

## 4 不当な差別的言動の該当性

- 本邦外出身者の生命、身体、自由、名誉又は財産に危害を加える旨を告知すること
- 本邦外出身者を著しく侮蔑すること
- その他、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する言動